

事業報告ガイドライン

○独立行政法人の事業報告に関するガイドライン（平成30年9月3日）

- ・独立行政法人通則法第38条第2項に基づき作成される事業報告書に関する指針であり、事業報告書で提供される情報のみならず、事業報告書に関連する独立行政法人の特性、利用者及び目的、作成の目安となる考え方など、独立行政法人の事業報告書の基礎にある前提や概念を含む指針
- ・ガイドラインは、独立行政法人の事業報告書の作成・公表に当たり参照されるもの

標準的な様式（資料3）

事業報告書に最低限記載すべき事項

○独立行政法人の事業報告に関するガイドライン（平成30年9月3日）

- 1.35 法人の規模を踏まえた法人の分類を踏まえて、標準的な様式を、独立行政法人が最低限記載すべき情報を定めるものと位置付けた。

標準的な記載例（資料5）

「標準的な様式」に基づき記載内容を具体化

記載の形式や内容を具体的に示すとともに、記載する上での留意事項を示したもの

実態を踏まえた例示（資料6）

記載事項を追加する場合の例を示したもの

実態を踏まえた記載例（資料7）

記載事項・記載例の修正例（配置例等）を示したもの

「標準的な様式」等の改訂に合わせて事業報告書の作成に当たっての留意点（資料2）を作成

★今回、赤枠で示した様式等を改訂し、留意点と合わせて各主務省、法人に連絡を行う